

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画

平成28年9月30日

一般財団法人知的財産研究教育財団

職員が仕事と子育ての両立を図りながら働くことができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年10月1日～平成30年9月30日（2年間）

2. 内容

目標1 育児をしている職員が短時間勤務で働ける子供の年齢を引き上げる

〈対策〉

- ・平成28年10月～ 制度の検討
- ・平成29年 4月～ 制度の導入及び職員への周知

目標2 有給休暇の取得の促進のための措置を実施する

〈対策〉

- ・平成28年10月～ 有給休暇の取得の促進のための措置の検討
- ・平成29年 4月～ 有給休暇の取得の促進のための措置の実施及び職員への周知